

各 位



2025年6月20日

会 社 名 株式会社メガチップス
代 表 者 名 代表取締役社長 肥川 哲士
(コード番号 6875 東証プライム)
問い合わせ先 財務部部長 荒木 陽子
(TEL 06-6399-2884)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会により、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年7月18日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 19,500株
(3) 処分価額	1株につき4,935円
(4) 処分総額	96,232,500円
(5) 処分先及びその人数並びに 処分株式の数	当社の取締役（社外取締役を含む） 7名 16,500株 当社の取締役を兼務しない執行役員・理事 6名 3,000株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2021年5月14日開催の取締役会において、当社の取締役、執行役員及び理事（以下「対象取締役等」という。）に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、対象取締役等を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議しております。また、2021年6月25日開催の第31期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭債権として、対象の取締役に対して、年額2億円以内（うち社外取締役分は年額4千万円以内。）の金銭債権を支給し、年4万株以内（うち社外取締役分は年8千株以内。）の当社普通株式を発行又は処分すること等につき、ご承認をいただいております。

今回は、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役等の職責の範囲及びその他諸般の事情を勘案し、譲渡制限付株式報酬として金銭債権合計96,232,500円を支給し、自己株式の処分により普通株式19,500株を付与することといたしました。

本制度により割当を受けた当社の普通株式については、当社と対象取締役等との間で締結される割当契約において譲渡制限が設けられており、本制度により割当を受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職する時点の直後の時点までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）において、譲渡、担保権の設定その他一切の処分が禁止されております（以下「譲渡制限」という。）。

上記にかかわらず、当社は、対象取締役等が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、割当を受けた株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除することとしております。

なお、本制度の概要等は、**2021年5月14日**公表の「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」に記載のとおりです。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第**36**期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、本決議日の直前営業日（**2025年6月19日**）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である**4,935円**としております。これは、本決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上